

議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 7番竹島貴行です。本議会は新年度予算が決する重要な議会ではありますが、私は、通告してあります5つの質問について答弁を求めます。

まず、第1番目に、村がこれまで策定した計画について、その実施結果及び成果は住民へ公表すべきと考えますが、その点について質問します。

平成26年度予算案では、第4期障害福祉計画策定、高齢者福祉計画策定、子ども子育て支援計画策定と、計画業務を委託するとして予算計上されています。

これまでも国の施策制度により計画書作成のため業務委託に税金が投入されてきました。そこででき上がった計画は、当然住民サービスとして施策に反映、実施されるべきものです。

また、制度により計画は数年ごとに見直され、その都度新たに業務委託されるといったサイクルが繰り返されてきました。委託される計画策定には住民の浄財という税金が使われ、当然のごとく、でき上がった計画は住民にサービスという形で還元されるべきものです。

その計画が確実に実行され、成果が検証されることは当然と考えます。そして、成果は住民に公表されてしかるべきものと考えます。

これまでの計画実施におけるアセスメント及び結果について、住民の皆さんへ積極的に公表し、行政への関心を高め、理解につなげることが大切だと考えますが、答弁を求めます。

次に、2番目の質問は、舟橋会館の屋根改修工事についてであります。

平成26年度予算案には舟橋会館の屋根改修工事について予算計上されております。その改修理由がゲリラ豪雨や台風時の雨量に対応するため改修工事を行うというものであります。

舟橋会館は2年前、屋根の防水改修工事を行っており、通常、屋根改修後2年しか経過していない建物をゲリラ豪雨や台風時の雨量に対応するという表現で改修するというのは、表現が不適切としか思えません。何かほかの不具合があるための改修だと私は推測しています。

ゲリラ豪雨や台風時の雨量は、そのときそのときの非日常的な異常現象として被害を

引き起こすものです。そして、今に始まった現象ではないというのは当局サイドもわかっていると思うが、そのようなリスクは、庁舎、保育所、学校、図書館等の公共建物も同様に負うものであり、舟橋会館だけが負うものではありません。

2年前の防水改修でもゲリラ豪雨や台風時の雨量というリスクは十分に想定されたはずですが、なぜ新年度予算でゲリラ豪雨なのか、台風時の雨量対応なのか、そして村が税金を投入して委託する設計・監理とはどのようなものと当局は考えているのか、説明を求めます。

ついでに、今回の改修計画でゲリラ豪雨や台風時の雨量というものをどのように想定しているのか、説明を求めます。

次に、3番目の質問に移ります。質問は舟橋図書館の利用支援についてであります。

平成26年度予算案には舟橋郵便局東側駐車場に駐輪場を増設する事業が盛り込まれ、予算計上されています。現在、当駐車場は図書館の来館者に利用されており、その利用率は高く、いつも満杯の状態であると認識しております。駐輪場が設置されれば多分に図書館来館者の駐車場利用ができなくなると思います。

舟橋村図書館は利用率の高さから全国的に知名度が高く、舟橋村の誇れる施設でもあります。今後も図書館をより利用しやすくなるような条件整備を図り、図書館活動を支援していくべきと考えます。

今回の駐輪場増設によって影響が生じる図書館利用者の駐車場対応策はどのように考えているのか、答弁を求めます。

次に、4番目の質問として、舟橋村が目指す姿・方向についてであります。

平成26年度予算案には、人口問題プロジェクトへの支援ということで、実施計画策定のための予算が計上されています。その予算説明では、以下のように書かれています。舟橋村の現状分析により地域課題解決ポイントを明確化し、明確化されたポイントを受け舟橋村の目指すべき姿を具体化するための施策を立案した。その立案した施策を実施するために実施計画を作成する。その実施計画作成依頼の予算計上であると私は理解しました。

そこで、現状分析をした地域課題解決ポイントとはどのようなものなのか、また目指すべき姿を具体化するために立案した施策とはどのようなものなのかお聞きします。

次に、最後の質問ですが、村当局が村道として認定するための判断基準についてであります。

今議会では村道認定議案があります。これは東芦原地区の案件で、数年前からの地元要望に応えるものです。要望理由としては、協議会の説明によれば、集落内の増えた交通量を緩和し、交通安全対応を図るためだということです。

これまでの議会でも村道認定議案がありましたが、村道として認定されれば、村が維持管理費用を負担していくことになります。しかし、認定理由を議会の中でしっかりと協議ができてこなかったという反省を踏まえ、そして今後において村道認定が議案として上程された場合に議会が負う決定責任を果たすため、村当局の考え方を議会がしっかり担保すべきと考えます。

また、議員としても判断材料とするため、そして住民の皆さんにも、今回の答弁が村道認定の指針となるだろうことを周知していただく意味でも、村当局が村道としなければならぬと考える判断基準を示していただきたく、答弁を求めます。

以上であります。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番竹島貴行議員さんの質問にお答えいたします。

私とその答弁に先立ちまして、ここに傍聴人の方もおいでになるわけでありますので、質問の趣旨と答弁とがかみ合わないということが予測されますので、私から竹島議員さんにあらかじめ考え方を聞きたいというふうに思っておるわけであります。

質問にありますように、計画に当たっての委託の話でございますけれども、委託についての考え、これは計画ばかりではありません。設計関係もございます。これに対してどのようにお考えなのか。委託とは何ぞや。そして、それについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと。

2番目に、税金の投入についてでございますけれども、あたかも村の予算が税金を無駄遣いしているようなニュアンスの言葉で発言されておりますけれども、このような言葉、税金の無駄遣いとは、一体税金投入というのはどのようにお考えなのか。

それからまた、計画書の話でございますけれども、これは、村でつくった計画書につきましては、このような計画でありますということを議員さんにも渡してあるわけであります。十分熟読されて、どのような計画の内容であるかということはご認識であると私は思っております。そういったことを含めて、私から答弁をさせていただくことをお許しいただきたいと。

それからまた、次に、道路認定でございますけれども、道路は、私は申し上げておき

すけれども、地元から要望があったから村道認定しておるわけでありませぬので、やはりいろんな視点から、社会通念上、あるいはまた生活道路、いろんなことを含めて、現況が4メートルであって農道だというけれども、将来にわたっていけば拡幅改良して幹線道路としてこれが必要だという客観性を持って判断して提案しておるわけでありまして、議員提案ではありません。

ですから、村道認定は村が提案するわけで、村長提案であります。そういった認識のもとにお考えにならないと、甚だ皆さん方が困る質問　おいでになると思いますけれども、そういう点を含めて私から答弁させていただきます。

私のほうから、計画の実施結果及び成果の公表について、そしてまた、村道の認定基準についての質問にお答えしたいと思います。

本村の各種計画であります。平成26年度に策定する計画は、第4期障害福祉計画、高齢者福祉計画及び子ども子育て支援計画の3本でありまして、子ども子育て支援計画以外は、更新する計画であります。

ご承知のとおり、計画とは、それぞれに定める目標、目的を達成するための手法、手段を通じてどのように実施するかを具体的に記述したものであります。今日まで村が策定している計画は、ほぼ国の政策にかかる制度設計に基づくものでありまして、村が単独で定めている計画は、地方自治法に規定しております第4次総合計画と日本一の健康な村づくりを目指す健康構想であります。

したがいまして、それぞれの計画は、国の政策、それに基づく県の指針をベースに地域ニーズの多様性をとらえる等、本村としての目標、目的、実施手法からなる構成をもって策定しているのであります。そのため、計画策定経費につきましては、国の補助金、あるいはまた交付税の基準財政需要額に算入されているのであります。

しかし、計画の策定の目的は、あくまで事業成果を上げることでありまして、計画には事業目的を達成するための必須項目として住民の役割と行政の役割を明記しております。当然のことながら、行政の一方的な取り組みだけでは、計画目標を達成することはできません。

特に26年度に策定する福祉計画では、行政の役割とする必要機能の整備以上に住民の役割が求められております地域支援体制、いわゆる協働体制を構築することが必要不可欠になっておるのでありまして、計画策定につきましては、地域住民とともに進めてまいります。

議員ご指摘の検証につきましては、計画 計画書には計画スパンというものがございまして、3年あるいはまた5年でございます の更新時、あるいはまた、予算編成時に行っております。

策定した計画の公表につきましては、計画書を県、策定委員会の委員、議会関係等の機関に配布させていただいておりますわけでありまして、それは十分ご認識いただいておりますと私は理解しております。

検証結果の公表につきましては、執行機関の長であります私が判断するものでありまして、議員の私見によるものでないと私は考えております。

また、計画策定におきます業者委託では、計画にかかわる制度の目的や中長期の展望並びに住民ニーズアンケート調査分析等を踏まえまして、本村の計画で最上位にランクされております第4次総合計画に基づいた提案や先進地事例の収集などに当たっていただき、そういった計画の取りまとめ業務を行っていただいておりますわけでありまして、本来なら職員で策定することが理想でありますけれども、専任職員がおりませんので、民間のノウハウを活用しているのが現状であります。

いずれにいたしましても、本村が策定する計画は住民ニーズを満たすものでありまして、その実現に向けての施策づくりに取り組んでいるのが実態であります。そういったことを含めまして、議員の各位のご理解をいただきたいと思っております。

次に、村道認定の判断基準についてであります。

村道とは、道路法第8条の規定により、村長が村内に存在する道路について村議会の議決を経て路線を認定したものをいうわけでありまして、その管理は、ご存じのとおり、村が管理しているわけであります。

村道の認定基準につきましては、幅員4メートル以上であり、集落間、県道等へのアクセス道路、または公共施設に連絡する道路など、住民が生活基盤として必要とするなどの判断に基づいて行っているのであります。

しかし、過去において認定した村道の中には、部分的に幅員4メートル未満の道路、あるいはまた、行きどまりの道路もあります。これは、認定当時、交通量が少なかったこと、集落内で住民が日常生活を送ることに欠かすことのできない道路であったり、住家が連担し、拡幅ができなかった等の要因であったと思っております。

今後、このような村道につきましては、一般道路としての機能向上を図るため、関係者の理解と協力をいただいております改修等を行ってまいりたいと考えております。

現在は、民間が開発する分譲地内の道路や新たに村道として整備する場合の基準は舟橋村村道認定基準要綱に基づいております。

今般の村道認定の件につきましても、地域住民の生活環境での安全性及び利便性等を十分考察の上提案していることを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 私からは、舟橋村の目指すべき姿・方向についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度実施しております人口問題プロジェクトにつきましては、若手職員を中心に職員研修も兼ねて実施してきたところでございます。

このプロジェクトは、これまでの村のまちづくり施策を検証するとともに、今後の人口推移を予測し、村の目指す方向とそのための施策提案を行うことを目的に、富山大学の協力を得まして、民間シンクタンクや室蘭工大から報告された人口推移や通勤・通学流動、事業所の立地状況などのクラスター分析によるデータに基づきまして進めてまいりました。

プロジェクトは、昨年7月30日にスタートいたしまして、これまで12回実施し、2月27日に中間報告を受けておりますので、その一部をご報告させていただきたいと思っております。

若い職員は村外出身者が多くございまして、村の歴史認識等が浅いため、職員研修を兼ねまして、なぜ村が人口増対策を必要としたのか、人口増事業が軌道に乗った背景や社会インフラ、生活環境の変化等舟橋村における時の流れ、取り組み事例等を調査研究することから取り組みし、地価の安さ、公共交通の利便性の高いこと、小中学校への通学が便利でコンパクトな村という地理的条件もございまして、約20年間で人口が倍増しましたこと。若い世代の増加によりまして、平均年齢が38歳台、年少人口割合が日本で1番、図書館の住民1人当たりの貸出冊数も日本で1番、あと、面積が一番小さい自治体としての村のイメージアップにつながるデータ等が出てまいりました。

しかし、一方では、全世帯に占める核家族割合が7割を超え、近隣地域の地価が下落しているのに対しまして、宅地需要のある本村の地価は横ばい状態であること。年齢構成では、子育て世代である30代、40代が全体の3割強を占めるのに対しまして、20代の数が極端に低いなど、いびつな人口構成になっている現状もわかってまいりました。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、村の人口増は自然増による割合が高く、今後も伸び続けるという予測を出しておりますが、5歳階級別に転入・転出等の社会増減の理由を探り、将来的な人口予測を行うコーホート分析により慎重にデータ分析を重ねました結果、本村の人口増は、宅地分譲により転入された方々の出産によるものが大勢を占めており、自然増より社会増と捉えるほうが妥当と判明いたしました。

その結果、このまま放置すると、本村人口は2015年をピークに以後減少することになり、2030年には3,000人を割り込むこと、20代が極端に少ない現在のいびつな年齢構成は、必然的に少子化を招くこと、現在の三、四十代が高齢者となる2040年代には急激に高齢化が進み、本村も他自治体同様、少子高齢化問題は必ず訪れるとしております。

また、人口減に伴い、空き家、空き地、遊休農地の問題、何より税収の減少によります財政の問題、加えて医療費の増加、地域コミュニティの崩壊による公助負担の増加が大きな壁になること。一言で申し上げますと、本村の人口増は、人口倍増という大きな成果を生んだ半面、将来に大きな課題も発生させたと結論づけております。

これらの地域課題を踏まえ、これから本村が目指す方向は、「住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくり」を基準に、一例を挙げますならば、「子育てするなら舟橋村」をキャッチフレーズとした「子育て世代への新たな魅力の創造」と「協働体制の構築」を柱とした施策の取り組みが必要と提案しております。具体的には、若者を中心に転入者自ら地域づくりにかかわる協働型まちづくりを考慮した宅地造成、空き家再生、アパート建築等、またソフト面でも幾つかの考えを述べております。

今後、提案事業の細部を肉づけした最終報告を3月下旬に受け取る予定となっております。

現在の取り組みを踏まえまして、新年度におきましては、20代及び三、四十代の子育て世代を対象にしました、新たな人口流入を目的としました官民連携によるモデル宅地造成計画を考えてみたいと思っております。単に民が造成し、官がその後の維持管理全てに責任を持つ従来の方法から、全国的には新たな地域づくりの手法として注目を集めております、あらかじめ民と官と転入者、3者が意見交換をして新たな居住者自らが地域コミュニティの構築に責任を持つまちづくり計画を策定できないかというふうに考えております。

最終報告が提出されていない現在進行形の状況でございますので、今後ともさまざま

な角度からいろいろなご提案等もいただきながら、よりよき形を探っていきたいというふうに思っております。

以上ご報告を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 私のほうからは、舟橋会館の屋根改修についてのご質問と図書館の利用支援についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、平成26年度、舟橋会館で予定しております屋根雨水排水他改修工事についてお話をいたします。

平成23年実施の屋上防水改修工事は、ご指摘のゲリラ豪雨や台風による集中豪雨への対応ではなく、経年による屋根防水層の劣化に伴う改修でありました。また、今回予定しております工事では、この防水層に関する再度の改修は予定しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、ゲリラ豪雨や台風などに対するリスク管理へのお尋ねであります。

ご承知のように、近年富山県内においても局地的な集中豪雨が頻発しております。昨年9月には、富山市八尾地内において、河川の増水により橋梁が大きく破損する被害が発生したことなども記憶に新しいところでございます。

来年度実施いたします工事につきましても、ゲリラ豪雨や台風による集中豪雨に対するリスクの管理の一環であります。

改修工事と雨量とがどのように結びつくかということではありますが、数値上では現状でも十分な排水機能を有しておりますが、昨今の非常に激しくかつ短時間に集中する豪雨の場合は一時的な機能の低下を引き起こすことが考えられるため、排水管の新設など新たな排水機能を追加するものであります。

いずれにいたしましても、今後ともゲリラ豪雨や大型台風による集中豪雨の発生が予測されているところでありますので、ご指摘のように、舟橋会館だけではなく、ほかの公共施設や公共インフラにおいてもリスクは同様であるということは、村といたしましても十分認識しているところであり、リスク管理を十分に行い、計画的な改修、効率的な改修が実施できるよう努めてまいり所存であります。

次に、工事の設計業務並びに監理業務の委託についてでございます。

ご承知のように、現在建築士の資格を持つ職員はおりません。他の市町村では、建築士資格を有する職員を配置し、公共施設の設計業務や監理業務等を実施しているようで



あります。

しかしながら、本村では建築物そのものが少ないため年間の建築工事の数は少数であり、費用対効果の観点からも、建築士を配置しておりません。

これらの理由から、設計業務や監理業務については、建築士事務所等への委託を行っておるところであります。

また、土木工事や水道工事についても、同様に専門資格を有する職員を配置しておりませんので、専門業者への委託を実施しているところであります。

また、より確実な品質を確保する観点から、小学校や中学校で実施した校舎改修工事や各種の土木工事では、富山県建設技術センターに検査の補助業務等を委託しているところであります。

このような状況ではありますが、最も大切なことは職員の現場に対する意識や能力、技術の向上であると認識しており、今年度は、水道に関する専門知識の習得を目的に、約6週間にわたり担当職員を研修に派遣したところでございます。

今後とも引き続き、個々の職員が積極的に専門知識を習得するとともに、自らの能力を向上させることができる体制に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

次に、舟橋図書館の利用支援についてであります。まず駐輪場の増設の経緯についてご説明を申し上げます。

去る6月定例会におきまして、前原議員より、舟橋駅前の駐輪場の駐輪可能台数の不足から自転車が歩道にはみ出しており危険である。駐輪場を増設して抜本的解決を図りたいとのご質問に対し、駅前の美化、交通安全の観点から関係機関と協議の上、対応策について検討してまいりたいとお答えをしたところでございます。その結果といたしまして、舟橋郵便局東側の駐車場に駐輪場を増設することとし、その経費を平成26年度当初予算に計上いたしたところでございます。

従来より図書館利用者には舟橋駅南駐車場の利用をお願いしてきておりますし、駐車場の有料化の際にも、図書館利用者の利便性を考慮し、2時間無料としたところでございます。

駅前の駐車台数が9台分減少はしますが、平日の図書館利用者数や休日の駅南駐車場の状況等を考慮すれば、竹島議員がおっしゃるほどの制約になるとは考えておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、図書館は舟橋村の最も誇れる施設の一つであり

ます。これまでも、ラウンジ及び授乳室の新設、談話室の増設、職員の配置や予算配分等で図書館利用者の利便性の向上には十分配慮してきておるところであります。

また、今後予定をしております舟橋駅北側の整備によりまして、図書館、散策路、公園緑地とが一体となった憩いのゾーンができ上がることにより、図書館の魅力が一層引き立つものであると考えております。

今後とも、図書館の利便性についても十分検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（前原英石君） 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 今、村長から答弁いただいたことについて、非常に珍しい、私のほうに、どういうふうに、どういう意味だというふうな、そういう答弁だったかと思えますけど。

今、まず我々は「二元代表制」という、そういう言葉を使っていますが、二元代表制というのは、片や行政を一応運営する、片やそれをチェック・監視する、そういうことで住民の皆さんから直接支持いただいて、その職につくものであります。

村長は、私が私見のもとに質問をしているんじゃないかと。そして、その質問の意味がよくわからないというような、そういう答弁であったかと思えます。

これは、もしわからないのであれば、事前に質問は通告しております。その意味がわからないのであれば、当然質問者にどういう意味だというふうに聞かれて、これは当然かというふうに思います。そのための事前通告であります。

で、私の、村長が言われた委託についての考え方。これは委託をする場合に、業者に委託されるわけです。その業者に委託するわけですが、委託される業者は一応プロであります。委託された内容はかみ砕いて業務を遂行しようとしていますが、委託する側が、じゃどういう趣旨で委託をしているのか。そういったところのすり合わせがうまくできていないんじゃないかというふうに感ずるから、そこをしっかりとやってくれという趣旨であります。

それから、税金の使い方についても、税金を使って施策を遂行していく。これは当然のことです。ただ、その税金の使われ方、使った結果というものもしっかりと住民の皆さんにお示していくということが、これは私は必要であろうということで聞いたわけであります。

それから、計画についておっしゃいました。

計画は、村長がおっしゃるとおり、実施する内容を示したものであります。私が言うのは、その実施する内容、それをどういうふうに実施したか、結果はどうであったか、そこをしっかりとやはり把握すべきことであろうと。

村道においても、認定は、村は客観的に捉えて判断して認定に至っていると。いろんな要素をかみ砕いて、考慮して認定しているという、そういうお話がありましたけれども、その「客観性」という言葉の中身がよくわからない。客観性がわからないから質問をしているのであります。

我々も一応議員、議会として判断していく上においては、その部分をしっかりと踏まえて責任のある判断をすべきであるというふうを考えております。そういう点を一応、どういうふうに判断基準を設けているか。これは住民の皆さんにも理解していただくということは、これは当然大切なことであります。

そういう点を明らかにしたいという思いで質問をしたわけではありますが、私の質問の趣旨がわからなければ、担当者が私のほうに問い合わせをすとか、そういうことがあってもいいんじゃないかと。これまでそういうことは1件もない。で、我々がわからなければ、「いや、役場に来て聞きなさいよ」という、そういう話は承っていますが、逆もしかりであります。

そういったところで意思の疎通を図っていくということは、これは住民にとって大切なことではありますが、私はその点を指摘しておきたいと思います。

以上です。

議長（前原英石君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私が竹島議員に申し上げたのは、要は事前に通告しておるじゃないかと、こういうことなんですね。要は、私は何を言いたいかといいますと、具体的に何々がこうだからこうだと。いわゆる、先ほど言われたように、二元代表制です。パブリックコメントは何なのか。世論はどうなのか。そしてまた、道路基準や、あるいは計画書につきましてはですよ、担当者に聞けばわかる。私はそんな細かいことまで掌握できるわけないでしょう、逆に言いますと。そのために議員さんの活動があるんじゃないですか。役場へ来られたら、いろんな話が聞ける。そうでしょう。私はそういうことを言っておる。

税金にしても同じこと。誰しもみんな知っておりますよ。無駄遣いしてはいかん。これは村民に理解が得られるお金を使っておるのかどうか。そういったことを曖昧なこと

で一人の議員さんがそう話をされることによって扇動されるということは非常に危険だと私は言っておるんですよ。

村政はどのように動いておるのか。そうでしょう。皆さん、8人おられるわけです。その8人の皆さんが私に対して否決されるなら、それで結構です、いろんなものを言われて。一部の人があるように世論を代表して、あたかも村民がそのような、どこにあると、こういった決定的な話をされると、いかなる場合でも、村が何をやっておるんだと。26年度予算は何をやっておるんだと。何をつくったんかと。これは恥ずかしい思いです。

そういったことを含めて私はこの席であえて申し上げておるわけでありまして、議員は議員なりのちゃんと姿勢を持って質問したり、また活動してください。私はそれを申し上げて答弁にかえさせていただきます。

議長（前原英石君） 竹島貴行君。

7番（竹島貴行君） 今村長が、議員が曖昧なことを言って民意を扇動するという言われ方をしました。

議員の皆さん、それぞれ皆さん、曖昧なことを言っているつもりはありますか。みんなそれぞれ真剣に取り組んでいるんです。それを曖昧という、そういう表現で片づけるというのは、これはいかなるものでしょうか。

議長（前原英石君） 議員に対する質問ではありません、ここは。

7番（竹島貴行君） いや、私は議員に質問しているんじゃないですよ。問いかけているんです。

あの……、私……

議長（前原英石君） 問いかけもやっておりません。

〔声を発する者あり〕

7番（竹島貴行君） 村長はそこに、答弁席に座っていて答弁すれば、それでいいんじゃないですか。ここは議会です。

〔「なら、議長の話聞きなさいよ」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 答弁に対する質問をしてください。

7番（竹島貴行君） 村長から問いかけがあったから質問したんです、というか、答弁したんですよ。私が答弁する必要もないんだから。私の意見を述べておるんです。

議長（前原英石君） 意見を述べるころでは 質問をする……。

7番（竹島貴行君） じゃ、それは同じく村長にも言うべきじゃないか。

我々は、この議会の立場というものをどういうふうを考えていかなければならないか。議員としての責任をどういうふうに果たしていかなきゃいけないか。曖昧な言葉を言って住民の皆さんを扇動するという、そういうことはあり得ないということを今の村長の言葉を受けての私の意見とします。

議長（前原英石君） 以上 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 曖昧と言ったのは、あなたのことですよ、はっきり言っておきます。

〔「ちょっと失礼じゃないか」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） 以上をもって一般質問を終結します。